

**【後期第 5 問】**

甲は、金員窃取の目的で、平成 5 年 12 月 11 日午後 0 時ごろ、A が窓を開けたまま外出したのを見て空いた窓から A 方住居に侵入した。侵入後、甲は居間に向かい、同居間内で現金の入った財布と封筒を発見して、自らのポケットに入れた。そして、誰にも発見されることなく玄関を開錠し午後 0 時 5 分ごろ持参していた自転車に乗って、逃走した。

逃走後、盗んだ現金の額を確認するため、A 方から 1 km の距離にある公園に向かい、同公園で確認したところ盗んだ現金が約 3 万円であることが分かった。甲は、金額が少ないと考え、再び A 方に戻って現金を盗むことを決意し、自転車で引き返した。

午後 0 時 30 分ごろ、再び A 方に戻った甲は、玄関扉を開けて盗みに入ろうと戸を開けたところ、帰宅していた A に発見され、慌てて逃走を試みたが、A に玄関から階段を下りたところの A 方駐車場で追いつかれ逮捕されそうになった。

その際、甲は A 方の前を偶然友人の乙が通りかかったことに気付き、助勢を求めた。すると、乙は甲が盗みに入って逮捕されかけていることを理解し、甲を助けようと A に対してナイフを向けた。怯えた A は、A 方に逃げ込もうとした際に、A 方前の階段で転倒して、加療 2 週間の怪我を負った。

甲、乙の罪責を論ぜよ。

参考判例

最高裁平成 16 年 12 月 10 日判決

大阪高裁昭和 62 年 7 月 17 日判決